

議員提出議案第 10 号

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を朝霞市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 16 日提出

提出者	朝霞市議会議員	田原	亮
賛成者	朝霞市議会議員	野本	一幸
賛成者	朝霞市議会議員	利根川	仁志
賛成者	朝霞市議会議員	黒川	滋
賛成者	朝霞市議会議員	田辺	淳
賛成者	朝霞市議会議員	石川	啓子
賛成者	朝霞市議会議員	外山	麻貴

朝霞市議会議長 様

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年朝霞市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。